

注意事項

事業について

- 1 この事業は、**65歳以上**（令和4年3月31日時点）の区民で、**スマートフォンを保有していない人**に、区がスマートフォンを**2年間無償で貸し出し**、機器やアプリの活用を支援することで、高齢者の生活の質（QOL）の向上を図ることを目的とする事業です。
- 2 実証事業終了後はスマートフォンを返却していただきます。
★令和5年8月末までに、スマートフォンを回収します。
★スマートフォンは区から事業者へ返却するものですので、大切にお使いください。
- 3 区が指定する講習会等への参加や、アンケート等に回答していただきます。
- 4 スマートフォン、アプリ、位置情報等の**利用データを収集**いたします。
★収集したデータは**個人の特定ができない方法**で区の新規施策や既存事業の見直し・改善等に活用します。
★健康増進、防災、見守り等のアプリ（区指定）を無料でお試しいただけます。
- 5 スマートフォンの利用状況の確認のため、コールセンターからご連絡することがあります。
- 6 通信及び通話について、国際電話は利用できない等、**一部利用制限があります**。

申込について

- ▶実証（貸出）期間 令和3年9月～令和5年8月まで（2年間）
- ▶対象者 次の条件を**すべて満たす人**
 - ①渋谷区内に住所を有する
 - ②65歳以上（令和4年3月31日時点）
 - ③スマートフォンを保有していない
 - ④区が指定するスマートフォンの活用を支援する講習会等に参加できる※募集人数を超過した場合は、**ひとり暮らしの人、65歳以上の人のみで構成された世帯に属する人**を優先とした上で、**抽選**を行います。（先着順ではありません）
- ▶参加申込書（別紙）に記入の上、**令和3年6月30日（水）消印有効**までに郵送、または下記の窓口に**持参**してください。
高齢者福祉課サービス事業係（区役所5階） 平日 9時～17時
地域包括支援センター 月～土 9時～19時
※新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、郵送でのお申込みにご協力をお願い致します。
- ▶結果通知 申込された方の住所へ、令和3年8月中旬に郵送します。